

豊田市農業委員会議事録

令和7年11月25日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年11月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第67号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第70号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第71号 生産緑地に係る農家の主たる従事者の証明について
- 議案第72号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第73号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について
- 議案第74号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出 席 委 員> (18名)

1番 鈴木喜一郎	2番 築山 正樹	3番 中川 豊
4番 中根 敏明	5番 深津 峰男	6番 近藤 和人
7番 杉浦 俊雄	8番 石川 文志	9番 梅村 逸次
10番 水嶋 広	11番 水野 省治	12番 伊藤 喜代司
13番 梅村 貢司	14番 中島 匠代	15番 加知 満
16番 伊藤 政和	17番 倉地 雅博	19番 杉田 雅子

<欠 席 委 員> (1名)

18番 林 如実

<事務局説明員>

事務局長 山岡 雅史	副 主 幹	中根 紘子	担 当 長 杉本 一浩
主 査 神谷 一平	主 査 井上 貴道	主 査 佐藤 伸宏	
書 記 長谷川賢斗			

(開会 午後2時00分)

議長：ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、18番 林如実委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

3番 中川豊委員、4番 中根敏明委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第67号から第74号までの審議案件8件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第67号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第67号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案を御覧ください。

84番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷（春）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

85番、西新町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

86番、高原町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

87番、若草町の件。

担当推進委員の末継委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

88番、竹町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

89番、堤町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

90番、西岡町の件。

担当推進委員の近藤（光）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

91番、中根町の件。

担当推進委員の杉浦委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

92番、篠原町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

93番、保見町の件。

担当推進委員の都築委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9 4 番、三箇町の件。

担当推進委員の田中（秀）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9 5 番、御作町の件。

担当推進委員の田中（秀）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9 6 番、東萩平町の件。

担当推進委員の鈴木（順）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

9 7 番、御所貝津町の件。

担当推進委員の松井（晃）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第67号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は「承認決定」されました。

令和7年議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第68号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

16番、竜神町の件。

貸駐車場です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

近藤委員、よろしくお願ひします。

近藤委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第69号「農地法第5条の規定による許可申請承認について、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

154番、秋葉町の件。

駐車場です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

鈴木喜一郎委員、お願いします。

鈴木委員：問題ありません。

事務局：続きまして、155番、渡合町の件。

分家住宅です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、156番、御立町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

築山委員、お願いします。

築山委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

157番、畠部東町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

中川委員、お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

158番、広美町の件。

工場です。農地区分は、第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

中根委員、お願いします。

中根委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

159番、豊栄町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に駅がある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

深津委員、お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

160番、竜神町の件。

分家住宅です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、161番、若林東町の件。

駐車場です。農地区分は、3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

本案件は始末書案件であり、平成16年11月1日から従業員駐車場として

利用していたものを、今回の申請では正するものです。

近藤委員、お願いします。

近藤委員：2件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

162番、堤町の件。

工場・駐車場です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連たんしている区域に接続する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため許可できるに該当します。

続きまして、163番、高岡本町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、164番、前林町の件。

分家住宅です。農地区分は第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、住宅等その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため許可できるに該当します。

杉浦委員、お願いします。

杉浦委員：3件とも、特に異議はありません。

事務局：ありがとうございます。

165番、中根町の件。

事務所・資材置場です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、166番、駒場町町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、167番、中田町の件。

駐車場です。農地区分は、第1種農地です。

判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は、拡張部分の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない計画であるものと認められるため、許可できるに該当します。

石川委員、お願いします。

石川委員：3件とも、特に問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

168番、舞木町の件。

分家住宅です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、169番、加納町の件。

店舗・駐車場です。農地区分は、第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

梅村逸次委員、お願いします。

梅村(逸)委員：2件とも異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

170番、勘八町の件。

自己用住宅です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅等その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

水野委員、お願いします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

171番、岩倉町の件。

残土処分場です。一時転用です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該申請地を供することが必要であると認められるため、許可できるに該当します。

伊藤喜代司委員、お願いします。

伊藤(喜)委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

172番、綾渡町の件。

自己用住宅です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅等その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施

設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

伊藤政和委員、お願いします。

伊藤(政)委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

173番、蘭町の件。

自己用住宅です。農地区分は、第2種農地です。

判断基準は、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅等その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

倉地委員、お願いします。

倉地委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました20件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第70号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第70号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

5番、豊栄町の件。

変更内容は、事業目的、事業区域及び事業者です。

本件は、平成14年3月19日付で第5条の転用許可を駐車場及び資材置場で得ました。許可後、当初駐車場として利用を予定していた場所に、資材置場も集約して設置することができたため、当初資材置場に転用する予定の場所は、転用の必要性がなくなりました。

平成14年当時、転用を行わなかった場所について、今回分家住宅を建築す

る農地転用申請をするに伴い、事業目的変更及び事業区域変更、事業者変更を内容とした事業計画変更承認願いが提出されたものになります。

深津委員、お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第70号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第70号は「適当である旨」承認されました。

令和7年議案第71号「生産緑地に係る農地の主たる従事者の証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第71号「生産緑地に係る農地の主たる従事者の証明について」。
4番、小坂町の件。

主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の神谷（春）委員からは、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

豊田市農業委員会会議規則第10条に、議事参与の制限の規定があり、委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととなっています。

本案件は、鈴木喜一郎委員が、この規定に該当しますので、鈴木委員以外で審議をいたします。

鈴木委員は、退室をお願いします。

(鈴木喜一郎委員 退室)

議長：ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は「承認決定」されました。

鈴木委員は入室してください。

(鈴木喜一郎委員 入室)

議 長：令和7年議案第72号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第72号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

6番、畠部西町の件、担当推進委員の成田（任）委員からは証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上です。

議 長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第72号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第72号は「承認決定」されました。

令和7年議案第73号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案について、別紙のとおり意見を求める。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和8年1月1日から貸借期間が開始されるものです。

令和7年12月31日終期の更新があるため筆数・面積が多くなっています。資料は2種類あります。13の1ページ、議案第73号資料①は利用権設定の総括表です。13の2ページから13の64ページ、議案第73号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、13の1ページ、議案第73号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年1月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、1,622筆、218万4,093.89平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第73号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第73号は「意見なし」として答申します。

続きまして、令和7年議案第74号「農用地利用集積等促進計画を定めるとの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案第73号は、地域計画区域内の利用権設定でしたが、こちらは地域計画区域外の利用権設定になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和8年1月1日から貸借期間が開始される利用権設定です。

令和7年12月31日終期の更新があるため筆数・面積が多くなっています。資料は2種類あります。14の1ページ、議案第74号資料①は総括表です。14の2ページから14の19ページ、議案第74号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、14の1ページ、議案第74号資料①の総括表でご説明させていただきます。

総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和8年1月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、443筆、34万3,720.41平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第74号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第74号は「承認決定」されました。

議 長：報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書15ページ、15の1及び15の2ページを御覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案書16ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

84番、西新町の案件から、24ページを御覧ください。

118番、中根町までの35件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 25 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について」。

31 番、平山町の共同住宅の案件と 32 番、野見山町の自己用住宅の案件の 2 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案書 26 ページを御覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」。

142 番、四郷町の宅地分譲の案件から、29 ページを御覧ください。

157 番、上野町の自己用住宅の案件までの 16 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 25 分)